

島根 更生保護

NO.187

(平成27年10月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

| | |
|------------|------|
| 保護司総数 | 493人 |
| 保護観察事件 | 154件 |
| 生活環境の調整事件 | 229件 |
| (27.9.1現在) | |



秋の奥出雲、豊熟期の水田とトロッコ列車
(雲南地区 藤原静雄保護司 提供)

新しい流れの中で



松江地方・家庭裁判所
所長 稲葉 重子

更生保護制度は、犯罪を犯した人や非行を犯した少年に、適切な社会的処遇を行うことにより立ち直りを助け、あるいは矯正施設出所者等を援護してその更生を助けるとともに、更なる犯罪や非行を未然に防止することを目的として設けられた制度であって、すでに発足以来65年以上の着実な歴史があります。これは、更生保護事業に携わって来られた方々の熱意と献身的な努力の賜物であり、そのご功績とご尽力には、深く敬意を表する次第です。

しかし、近年、認知犯罪件数が減少しているものの、犯罪を犯した者のうち再犯者が占める割合が少なくない現実があります。再犯防止のための取組が政府全体の喫緊の課題であり、その効果的具体的な施策が求められていたところ、平成25年6月に、刑法の一部を改正する法律等が成立し、刑の一部執行猶予制度の導入が決ま

りました。刑の一部執行猶予制度は、宣告した刑期の一部の執行を猶予し、施設内処遇に引き続いて相当な期間社会内処遇を実施して、再犯防止・改善更生を促すというこれまでにない新しい制度です。同時に、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことが加えられるとの法整備もされました。司法機関である裁判所が制度の趣旨に沿ってその役割を十分に果たしていくには、関係機関との連携を一層深めたいと思います。

裁判員制度は発足して6年が経過しましたが、制度発足前の裁判官による裁判と比較すると、裁判員裁判では、執行猶予を言渡された者のうち保護観察に付される者の割合が増加している傾向があるようです。これは、裁判員の皆様が、刑事裁判の審理や評議において、犯罪の防止や犯罪者の更生について考え、更生保護制度に対する期待を高くもたれたことを表しているものと思われます。

新しい制度が生まれ裁判員裁判などにより国民の司法参加が進む流れの中で、国民全体の更生保護事業への関心や正しい理解が広がっていくことが期待されます。

地域のチカラで「犯罪に戻らない・戻さない」

第65回 “社会を明るくする運動” 強調月間 ～地域に根差した活動を各地で展開～

昨年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に戻らない・戻さない」が決定され、犯罪や非行をした人の立ち直りを国民全体で支える社会の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信するため、“社会を明るくする運動”の一層の推進が明記されました。それを踏まえ、今年の本運動強調月間では、国民一人一人の立場に応じて本運動に参加・協力をいただけるよう、島根県内の各地区推進委員会により、さまざまな活動が展開されました。

また、今年の一日保護観察所長には、東京の現役保護司で講談師の一龍斎貞花師匠を迎え、7月1日には松江駅前で街頭広報活動に携わっていただいたほか、前日の6月30日には、若い方への本運動の周知を目的に、松江BBS会の協力を得て、島根大学において「ぬくもりのある地域と家庭」と題し講演を、そして「更生保護の父 金原明善物語」の演目で講談を行っていただきました。



島根大学において、BBS会員による
一日保護観察所長講演会のPR活動



島根大学において、「一日保護観察所長」
一龍斎貞花師匠による講演会



松江駅前での街頭広報活動



市役所前でひまわりの花配布（松江地区）



駅頭での街頭広報活動（浜田地区）



保護司会による施設訪問（邑智地区）



総理大臣メッセージ伝達（隠岐地区）



あいさつ運動をかねて社明をPR（益田地区）



総理大臣メッセージ伝達（安来地区）



社明子育てミニサロンでのボランティアによる指人形（出雲地区）



保護司会による学校訪問（大田地区）



JR幡屋駅子どもも参加清掃活動（雲南地区）

こんにちは、社会復帰調整官です

社会復帰調整官は、精神障がい者の保健及び福祉等の資格を有する、保護観察所の職員です。平成17年7月に施行された医療観察法に規定されています。全国に約200人、松江保護観察所に2名が配属されています。

医療観察法の目的は、精神障がいのため重大な他害行為を行った人が、適切な医療を受けることで、病状の改善を図り、社会復帰することとされています。医療観察の処遇には、指定された医療機関での入院処遇と通院処遇があります。松江保護観察所では、平成27年9月現在、入院処遇10ケース、通院処遇10ケースの事件が係属しています。入院処遇の場合は、島根県内に指定入院医療機関が設置されていないため、県外の医療機関で治療を受けることになります。

社会復帰調整官の役割は、裁判所の審判のための参考資料となる生活環境調査や、指定入院医療機関に入院した対象者が円滑に退院できるよう、都道府県や市町村と連携しながら生活環境調整を行ったり、地域処遇の対象者への精神保健観察を行い、指定通院医療機関、保健所、市町村、障がい福祉サービス事業所と連携しながら、対象者の処遇に当たります。地域処遇は3年が原則ですが、裁判所の判断により、早期に処遇を終了したり、3年を超えた2年までの延長、再入院などが認められる場合があります。

直接保護司の皆様と一緒に処遇に当たることはありませんが、精神障がいを抱えた人たちの立ち直りを支える保護観察所職員の一員として、また、情報を発信していきたいと思えます。

立ち直りを助ける社会のチカラ

シリーズ 社会貢献活動の実施について



社会貢献活動が本格実施となり10月で4か月が経ちました。この間、少年院仮退院の少年や保護観察付執行猶予の若年男性など数名が特別遵守事項に社会貢献活動が付されました。

活動先のひとつに、障害者支援施設があります。

そこでは、施設利用者の方が使われている車椅子の清掃活動を実施しました。同施設の施設長のお話では、車椅子を清掃したことがなく、このような社会貢献活動は大変ありがたいことだとお話されていました。活動中は、保護司、保護観察官、施設長と一緒に対象者も熱心に車椅子を磨き、きれいになった車椅子を目を輝かせて見つめていました。施設長も、「このような活動は職員にも経験させなければ」と、途中から施設職員の方も交わり、一緒に清掃活動を行い、汗を流しました。

活動終了後、施設長から対象者に感謝の言葉が伝えられました。対象者も、利用者の方に役に立つ活動ができてよかったと感想を話していました。この社会貢献活動をとおして、彼の更生に向けての何らかの原動力になればと思います。

このような対象者の自己有用感が高められる活動を今後も実施していきますので、社会貢献活動にふさわしい活動先の開拓、そして、一緒に活動していただける更生保護女性会・BBS会の皆様のご協力をお願いします。



いちゃもん

大田地区保護司 (W)

このコーナーへの皆様からの投稿を毎号楽しく愛読している。更生保護という少々お堅い内容の機関誌のせいか、生真面目な話題が多いと思う。すこし砕けてみようと思う。

◎いちゃもん「ご芳名」

結婚式や種々の催物などの出欠の回答を求める案内状がよく来る。きまって返送先宛名には「行」が付けてある。返信人はその「行」を消し「様」とか「御中」に書き換える。又、本文出欠伺いには「ご出席」「ご欠席」どちらかに○を。貴方の「ご住所」「お名前」「ご氏名」「ご芳名」を書けとある。

返信人は「お」「ご」「ご芳」を消す。

この慣習は古くからのものではなく、おそらく昭和、それも戦後に始まったのであろう(未調査ゆえ根拠は無い)。

発信人は「私はへりくだり、謙遜し「行」をつけ、又、貴方をとても敬っていますから

視点

焦点

(ご)(お)付けているのですよ」と、いかにも心づかい気遣いをしているようなアピールをしているのであろう。

返信人は「俺が出す返信に(ご)(お)など付けるはずがない、ましてや俺の名は芳しくとも何ともないぜ。宛名に(行)って付けるか? 相手に失礼だろう、やっぱり(様)や(御中)だろう」と思っているが慣習には逆らわずしぶしぶ消したり書いたりする。この慣習良か否か問われれば、積極的ではないが良ではないと思う。

発信人が返信人を思いやるのなら「ご」も「お」も無し、「ご芳」も無し。「行」も「様」や「御中」に替え、返信人はただ署名して○をするだけで投函。これこそが返信人に対する本当の心づかい気遣いではないだろうか?

この慣習が数百年後まだ残っていて「不可解な日本文化」などと世界中で取りざたされなければよいがと思っている。が、しかし、私が発信人の場合この慣習を打破出来るか自信はない。 —完—

地区だより

出雲地区更生保護女性会は、昭和37年3月に更生保護婦人会として発足し、平成24年に結成50周年の式典を挙行了しました。現在16支部138名で「非行や犯罪のない明るい社会」「次代を担う子ども達の健やかな成長」を願って保護司会の皆様や関係機関と連携しています。活動は、全体の活動と支部活動の二本立てです。

1. 全体の活動では

①入会15年と30年の方を表彰し感謝の気持ちを顕します。

②毎年視察研修を行い、更生保護施設や他地区の女性会との交流を実施し、会員相互の資質の向上を目指します。

2. 支部の活動では、地域が抱えている課題について会員のアイデアと努力により楽しみながらできる活動を心がけています。

①保護司会とのミニ集会

②青少年の非行防止のための駅周辺のパトロール

③食育としての子どもの料理教室

④学校での本の読み聞かせ

出雲更生保護女性会の活動

出雲地区更生保護女性会

加藤 澄子

⑤花壇作り

⑥卒業生とのお茶会や卒業式に蘭の花(生花)のコサージュをプレゼント

⑦海岸清掃への参加

⑧施設を訪問し、お茶のサービス等

多岐にわたって活動しています。支部活動ではコミュニティセンターや保護司会、社会福祉協議会、民生児童委員の皆様と協力しながら活動しています。日々変動する社会情勢の中で、地域の子供達がやさしく思いやりがあり、自分の考えをしっかりとって明るい未来に向かって成長することを願ってこれからも努力を続けていきたいと思っています。



保護観察事件記録等保護司が保管する個人情報の適正な取扱いについて(お願い)

標題につきましては、第Ⅱ期定期研修において、主任官から文書配布とともに口頭にてお願いしたところですが、改めて、①関係書類の取扱い(一定の場所に保管する・原則保管場所から持ち出さない・担当が終了したら返還する)及び②書類作成(原則自宅以外で行わない・パソコンで作成する場合はウイルス感染の危険性を考慮し、インターネット接続を外した状態で行うとともに、データはパソコン内に保存しない等)、個人情報の適正な取扱いに最大限御配慮願います。

※如遇参考資料「保護司のための保護観察・生活環境調の調整の進め方」中、「秘密の保持について(p.6~8)」を参照。

島根保護観察協会の会員募集と寄附金のお願い

当協会は、島根県下の更生保護事業の様々な活動に対し支援、助成を行いその活動をより充実させることを目的として設立された法人の団体です。当協会の活動資金は趣旨に賛同いただいた会員の方による会費や役員及び企業・団体・個人一般の方のご寄附によって運営されていますが、昨今の厳しい経済状況により資金の確保が極めて厳しい状況にあります。こうした現状をご理解いただき、資金造成について格別のご協力を賜りたくお願いいたします。

なお、本会への会費や寄附金は、税制上の優遇措置や顕彰・褒章の対象にもなります。

問い合わせ先 **【更生保護法人島根保護観察協会事務局
松江市向島町134-10 松江保護観察所内 電話 0852(21)3767】**

平成27年度 島根県更生保護事業 関係者顕彰式典のご案内

と き 平成27年11月17日(火)
午後1時20分より開会

と ころ 松江市総合福祉センター
4階大ホール(松江市千鳥町70番地)

敬
弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 吉田 憲正(雲南)
(平成27年6月16日死亡)
- 元保護司 小笠原 研心(大田)
(平成27年7月29日死亡)
- 元保護司 津戸 孝三郎(出雲)
(平成27年9月13日死亡)

「愛の図書贈呈式」のご案内

と き 平成27年12月8日(火)
午前10時より

と ころ 松江保護観察所会議室

死亡者叙位・叙勲

正六位

米田 淳雄(出雲)(平成27年5月13日死亡)

従六位

小笠原 研心(大田)(平成27年7月29日死亡)

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

小笠原 弘之
桑原 壽之
岩谷 百合雄
原本 達治

(島根県保護司会連合会)

三木 隆子

(表紙写真説明)

秋の奥出雲“豊熟期の水田とトロッコ列車”

ここは奥出雲の進入口、雲南市木次町寺領地内「火の谷踏切」を渡るJR木次線のトロッコ列車。線路は久野川に沿って上流の大東町下久野との境「真野谷」を経て仁多郡旧布施村に至る。ここは切り立った岩山の両岸が天を衝くように聳え立つ、出雲の国風土記に載る「辛(ひ)ノ谷村」である。さながら山水画の世界、溪流ではカジカガエルの甲高い囀りがすがすがしい。道路(通・かよいじ)は大原郡から仁多郡に差しかかる交通の難所で有名。写真はこの谷の入り口にあたり水田はまさに豊熟の時期、やがて稲刈りが始まる。